



令和3年度

神崎市職員採用試験案内

第1次試験日 令和3年9月19日(日)
試験会場 佐賀県立佐賀工業高等学校(予定)
受付期間 令和3年7月12日(月)～8月13日(金)
【持参申込】 受付時間 8時30分～17時15分。ただし、土・日、祝日は除きます。
【郵送申込】 8月13日(金)の消印があるものまでを受け付けます。
問い合わせ先 神崎市役所 総務企画部 総務課人事係
TEL 0952-37-0100

1 試験区分・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
一般事務(高校卒業程度)	8人程度	一般事務に従事
一般事務(障がい者)	2人程度	一般事務に従事
保健師	3人程度	保健師としての業務

2 受験資格

試験区分	要件
一般事務(高卒程度)	・平成6年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人で、採用後に神崎市内に居住することができる人
一般事務(障がい者)	①昭和61年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた人 ②以下のいずれかに該当する人 ア 身体障害者手帳の交付を受けている人 イ 都道府県知事の定める医師(以下「指定医」という。)又は産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書・意見書(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。)の交付を受けている人 ウ 都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人 エ 知的障害者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障害者職業センター、精神保健指定医により知的障害者であると判定された人 オ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ③活字印刷文による出題及び口頭面接に対応できる人 ④採用後に神崎市内に居住することができる人
保健師	・昭和57年4月2日以降に生まれた人で、次の要件のすべてを満たす人 ①保健師免許の取得者又は令和4年3月31日までに同免許取得見込みの人 ②採用後に神崎市内に居住することができる人

学歴は問いませんが、次の各号のいずれかに該当する場合は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 神崎市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 試験の日時、会場、方法及び合格者発表

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験日

令和3年9月19日（日曜日） 午前9時30分 集合

イ 試験会場

佐賀県立佐賀工業高等学校（佐賀市緑小路1番1号）

※応募者数によっては、会場を変更することがあります。

ウ 試験の方法

試験区分	科目	時間	内容
一般事務 (高卒程度)	教養試験	120分 10:00～12:00	高校卒業程度の一般的知識及び知能についての5肢択一式40題の筆記試験 (出題予定分野は別表のとおり)
一般事務 (障がい者)	性格特性検査	20分 12:20～12:40	公務員に求められる規範性・指導性・積極性等の資質特性をみる3肢択一式150題の検査

試験区分	科目	時間	内容
保健師	教養試験	75分 10:00～11:15	社会についての関心や基礎的・常識的な知識、職務遂行に必要な基礎的な言語能力・論理的思考力を検証する4肢択一式60題の筆記試験 (出題予定分野は別表のとおり)
	性格特性検査	20分 11:40～12:00	公務員に求められる規範性・指導性・積極性等の資質特性をみる3肢択一式150題の検査

別表 出題予定分野一覧表

【教養試験】

試験区分	出題予定分野一覧
一般事務 (高卒程度) 一般事務 (障がい者)	・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題（20題） ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題（20題） ※古文、哲学、文学、芸術等、国語の出題はありません。
保健師	・社会への関心と理解（24題） ・言語的な能力（18題） ・論理的な思考力（18題）

エ 第一次合格者発表

令和3年10月中旬(予定)に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

令和3年10月下旬から11月上旬に行う予定です。

日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

- ・面接試験
- ・作文試験
- ・健康確認

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

(4) 最終合格者発表

令和3年10月下旬から11月上旬に、合格者を本市役所掲示板に掲示するほか合格者に通知します。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、それぞれ試験区分ごとに作成される採用候補者名簿に登載されます。名簿の有効期間は、令和4年4月1日から原則として一年間とします。

なお、名簿に登載されても必ず全員が採用されるとは限りません。

(2) 採用は、欠員補充等必要が生じた場合行うこととなりますが、成績が下位の場合等は採用が遅れたり、採用されない場合もあります。

5 給与・福利厚生等

(1) 給与は、「神崎市職員の給与に関する条例」に基づき支給されるほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者に支給されます。

(2) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険(火災・自動車共済、任意共済等)へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書及び試験案内は、本市役所総務課又は千代田支所及び脊振支所の各総合窓口課で交付します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書請求」と朱書きし、必ず120円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角型2号)を同封してください。

(2) 申込先及び申込手続き

申込書に必要事項を記入し 63 円切手を貼り、写真欄に 6 月以内に撮影した本人の写真を貼って、本市役所総務課に提出してください。

保健師の場合は、免許取得の確認をさせていただきますので関係書類を必ず持参ください。取得見込みの場合は、資格取得見込証明書等を持参してください。(コピーを取らせていただきます。)

一般事務(障がい者)の場合は、受験資格の要件を満たすことを証明する書類(手帳等)を必ず持参してください。(コピーを取らせていただきます。)

(3) 受付期間

令和 3 年 7 月 12 日(月曜日)から 8 月 13 日(金曜日)まで、土・日曜日、祝祭日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで受け付けます。

※郵送の場合は、令和 3 年 8 月 13 日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付けます。

7 書類提出・問い合わせ先

〒842-8601

佐賀県神崎市神崎町鶴 3542 番地 1

神崎市役所 総務企画部 総務課 人事係(本庁 3 階)

TEL 0952-37-0100(直通)